

川崎製鉄技報
KAWASAKI STEEL GIHO
Vol.16 (1984) No.2

特許管理業務の電算化

Computerized Patent Management System

白木 大太郎(Daitaro Shiraki) 井手 奉之(Tomoyuki Ide) 野田 良平(Ryohei Noda)

要旨：

当社では自社の特許について発明・考案の届出から権利の消滅までの一連の業務手続をコンピュータによって処理するとともに、データベースに蓄積された全てのデータから任意の組み合わせのデータを抽出することのできる特許管理システムを構築し、昭和 57 年 7 月から稼動した。このシステムは、オンラインで本社と 7 事業場をつないでおり、特許の業務処理に伴うデータはリアルタイムで更新され、常に最新の情報が蓄積される様になっている。また、このシステムでは本格的な日本語処理のソフトウェアとデータベース上の全ての項目を検索キーとして論理検索できる汎用検索のソフトウェアを採用したので、自社の特許情報のみならず他社の特許情報を含めた検索が可能となっており、多角的な特許管理が実現できた。

Synopsis：

The authors have developed an electronic data processing system to process in-house patent business of Kawasaki Steel Corporation. This system is serviceable for total patent control by supporting patent procedures and patent information retrieval. All the information needed for patent business has been recorded into the system, and when necessary, desired information is provided by the system. Besides a software package FAIRS-I/JEF, which has been provided by Fujitsu Ltd., is adopted for the system to make data input/output and data-processing easy.

(c)JFE Steel Corporation, 2003

本文は次のページから閲覧できます。

白木 大太郎^{*2} 井手 奉之^{*3} 野田 良平^{*4}

Computerized Patent Management System

Daitaro Shiraki, Tomoyuki Ide, Ryohei Noda

要旨

当社では自社の特許について発明・考案の届出から権利の消滅までの一連の業務手続をコンピュータによって処理するとともに、データベースに蓄積された全てのデータから任意の組み合わせのデータを抽出することのできる特許管理システムを構築し、昭和57年7月から稼動した。

このシステムは、オンラインで本社と7事業場をつないでおり、特許の業務処理に伴うデータはリアルタイムで更新され、常に最新の情報が蓄積される様になっている。

また、このシステムでは本格的な日本語処理のソフトウェアとデータベース上の全ての項目を検索キーとして論理検索できる汎用検索のソフトウェアを採用したので、自社の特許情報のみならず他社の特許情報を含めた検索が可能となっており、多角的な特許管理が実現できた。

Synopsis:

The authors have developed an electronic data processing system to process in-house patent business of Kawasaki Steel Corporation. This system is serviceable for total patent control by supporting patent procedures and patent information retrieval. All the information needed for patent business has been recorded into the system, and when necessary, desired information is provided by the system. Besides, a software package FAIRS- I /JEF, which has been provided by Fujitsu Ltd., is adopted for the system to make data input/out-put and data-processing easy.

1 緒 言

特許管理業務は2つの側面を持っている。すなわち、事務的側面と技術的側面である。事務的側面とは、特許権の取得、維持管理のためにその発生から権利消滅までの間の手続きを法律、法令の定めるところにより正確に遅滞なく進めるものであって、その中には特許料、各種手数料などの納付あるいは発明者に対する補償金の支払いなどの金銭管理的な面も含まれている。

一方、技術的側面は自社の技術的諸活動を特許権を利用して有利に導きこうとするものであって、技術開発活動に密着して特許情報を幅広く収集、解析して特許的対応策を確立し実行するものであるが、その内容は研究開発あるいは技術の導入・供与方針の策定に直接関与する戦略的性格の強いものから、特許の出願あるいは審査の請求の要否の決定などのように戦術的性格の強いものまで含まれており非常に幅が広い。

このように特許管理業務は事務的側面と技術的側面を合わせ持っていて、これらは相互に関連し補完し合っており、共通の情報をもとに業務が進められることが多い。従来このような業務は、通常手書きのファイルあるいは台帳をもとに必要情報を抜き出すことによって行ってきたが、近年の技術開発競争の激化は大量の特許情報を迅速、正確かつ効率よく、しかも多面的に処理することが必要になってきており、そのため、従来の台帳方式からコンピュータを用いる方式に切り替わってきている。

電機業界など非常に多数の出願を行う企業では、早くから特許管

理業務の EDPS (Electronic Data Processing System) 化が行われているが、当社も最近の急激な出願件数の増加に伴い事務処理の効率化と特許情報の戦略的活用へのニーズが急激に増してきたため EDPS 化の気運が高まり、昭和55年から約2年間にわたり調査・検討を重ねた上でシステムの構築を行い、昭和57年7月に国内特許管理システムを稼動させることができた。以下詳細に説明する。

2 システム開発の背景と目的

2.1 特許管理組織とその特徴

当社の特許管理組織の特徴は図1に示すように、本社特許管理室が全社的な特許管理業務を行うとともに、各事業場に特許担当部署を置き、出願業務などは第一線の技術者と直接コンタクトして進めるようにしていることである。すなわち、本社は出願の事業場間調整、出願のレベルの維持・向上、共同出願に際しての他社との折衝、他社特許出願公告に対する異議の申立て、他社との特許係争、特許権の維持管理、特許諸経費の支払業務および社内事業場への特許情報の提供と情報検索・調査手段の普及・管理を行っている。事業場の特許部門は研究者や開発担当技術者に協力し、特許事務所の弁理士との間に立って出願明細書の完成、審査請求の要否の判定、拒絶理由通知に対する意見書・補正書の作成、被異議申立てに対する答弁書の作成および審判請求手続きなどの出願手続きと、それに伴う先行技術調査などを行っている。

*1 昭和59年6月15日原稿受付

*2 本社情報特許部特許管理室主査 (部長補)

*3 本社情報特許部特許管理室

*4 本社情報特許部部長

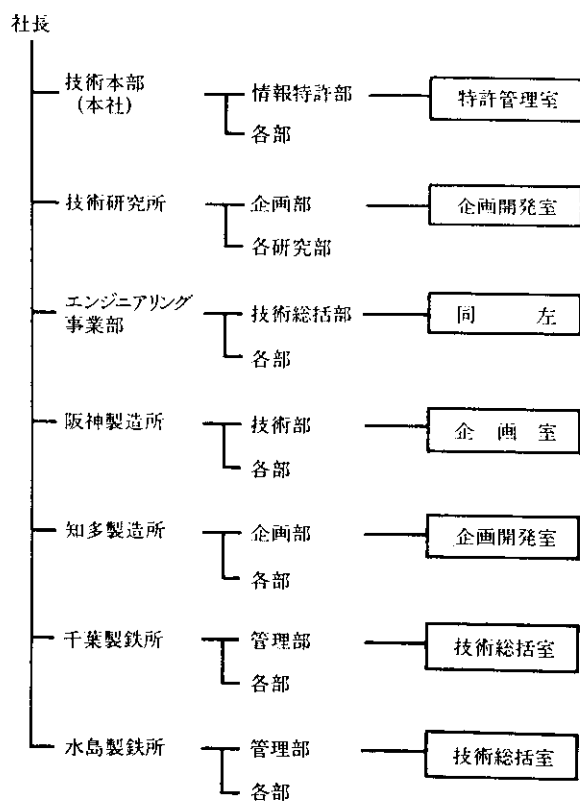


図1 当社の特許管理組織

2.2 システム化のニーズ

2.2.1 管理件数の増加

当社の出願件数は、出願の強化活動を実施した昭和52年より急激に増加し、自社特許の係属中の総件数は昭和56年末において約11000件に達した。また、昭和46年に公開制度が施行されて以来、当社の主要事業に直接関係のある特許公開件数も累計で10万件を越えるに至った。

特許管理業務の遂行のためには、発明考案の受付から権利消滅までの間に発生する処理情報を蓄積し、要求に応じた形式に整理し直した各種帳票を作成しなければならない。従来はこの業務の大部分が台帳をベースにマニュアルで行われていたために、件数増に伴って人員増を避けられず、処理精度の低下が懸念されるに至った。すなわち、特許事務処理についてみれば、最長20年におよぶ特許のライフサイクル中、法律の定める時に、定める様式に従って諸手続きを行わなければならないが、台帳をもとにマニュアル処理していたのでは、期限を厳格に守らねば権利の失効につながる審査の請求手続きや特許料納付手続きが期限内に処理できなくなるおそれが出てきた。また、出願に際し発明者に支払う補償金も本来個々の発明者に対して確実に渡すべきであるにもかかわらず、支払票の発行が多数にのぼるため、やむを得ず代表者に一括支払いをせざるを得ない状況であった。

このような状態から脱却するために、極力人手によらないOA化された方式の抜本的な合理化を図ったEDPS化が必要ながことが明らかであった。

2.2.2 特許情報活用ニーズの増大

特許権の取得、他社の特許出願公告に対する異議の申立て、あるいは他社との特許係争などの基本的な特許活動をはじめとして研究開発の推進、新設備の建設・操業、技術の導入・供与などの技術的

諸活動に当たって特許調査は必ず行わなければならない。

特許調査は、従来は各技術部門の依頼により特許部門が行っていたが、研究開発活動の活発化に伴ない調査依頼件数が増加し、また一方では、依頼部門の調査に対する要求が多様化してきたため、特許部門は特許資料を調査しやすいように整備し、調査は要求元の技術部門の担当者が自ら行うようになってきている。

特許調査のためには、従来から特許検索システムとしてPATO-LISなどの市販システムが用いられているが、これらのシステムには次のような欠陥があった。

- (1) 全産業分野を幅広くカバーするものであるため、当社の主要事業である鉄鋼関係に限ってみれば、きめ細かな検索がむずかしい。
- (2) 検索キーが特許独自の国際分類などを用いているため、それに精通しないと的確な検索が行えない。
- (3) 検索料金が高く、これを一般技術者に開放して利用させると熟練した専門家の調査に比べて数倍の費用がかかり検索コストが高くなる。

これらの問題を解消し、一般技術者が手軽に利用できる特許検索システムを社内に構築することにした。

2.2.3 特許管理業務の高度化

特許管理事務は出願、異議の申立て、特許調査、係争など1件ごとに確実に進めるとともに、

- (1) 業務処理状況
- (2) 企業別、技術分野別あるいは研究開発課題別の特許動向などを把握し、その結果に基づき、研究開発の軌道を修正したり発明の誘導、促進を行うなどの戦略の展開が重要であるが、そのためには確実なデータを蓄積し、目的に応じた精度の良い解析をすることが必要である。このためにも、多様なニーズに応えられる解析のための手段をコンピュータシステムが提供することが望まれる。

3 システムの基本設計

システムの基本設計に当たっては、以下のことを満足させることを前提とした。

- (1) 特許情報の流通の効率化
- (2) 台帳廃止、転記作業の全廃など、特許事務作業の徹底したOA化
- (3) 目的に応じた自由な検索を可能とし、しかも一般技術者が容易に利用できる検索システムの構築

3.1 業務分析と標準化

システム設計に当たっては、まず特許実務を正確に把握することからスタートした。その上で業務分析を行い、個々の仕事合理的に行われているか否か、また、特許関係法規に照らして矛盾する点はないかどうかをチェックした。その結果に基づき個々の実務担当者について責任権限の明確化を行い、業務重複を回避した合理的に機能分担がなされる業務体系に再構成を行った。ついでこの再構築された特許業務体系に基づいて業務管理方式の標準化を行い、これをもとに業務フローを作成した。システム化はこの標準化された業務フローにより行った。

3.2 データベース入力項目および入力時期の選定

特許業務を電算機により管理するに際しては、入力項目およびその入力時期の選定が重要である。当社においては、基本的に特許関係法規に照らして、ぜひ管理しなければならない項目および全社の

な管理が必要な項目に入力項目を絞り、入力負荷の増加を抑止した。一方、入力時期は業務担当者間で業務処理の責任権限が移行する場合および何らかのアクションに直結する時点で絞った。

3.3 特許情報検索キーの選定

蓄積された特許情報を一般技術者が容易に検索できるようにするためには、特許固有の分類 (IPC, JPC) 以外に、社員にとってなじみやすい製品あるいは製品プロセスに直結した分類を付することが好ましい。また、技術を種々の観点から検索できるようにするために、特徴を端的に表現するキーワードを付ける方がよい。

このような観点から、当社においては特許情報の検索キーとして社内分類およびキーワードを付することとした。これら検索キーは別途構築される技術情報管理システムと共用のものになっており、検索に際し、特許情報と技術情報の使い分けをしなくてもよいように配慮されている。

社内分類は検索以外に統計処理にも用いることを目的とし、大分類で約 30、その下位にそれぞれ平均約 10 の中分類において全体として約 370 分類とした。一方、キーワードは JICST シソーラスから当社が常用するとみられる見出し語を抜き出し、これに鉄鋼用語を補充して、全体で見出し語 12000 語からなる川鉄シソーラスを作成し、これを用いることとした。JICST シソーラスをベースとしているので、社内でのシソーラスのメンテナンス負荷が軽減される利点がある。

3.4 データ処理方式の検討

特許管理情報は、その内容が権利にまつわる部分について長期にわたって更新しなければならぬ反面、特許管理業務のためにその検索を頻繁に行わねばならぬという二面性がある。データ処理方式を決定するに当たってはデータの更新よりも情報検索面を重視し、検索効率のよいシステムを採用することとした。また、検索結果をそのまま経営資料として、あるいは特許庁への正式の書類として用いることができるように、漢字かな混り文の処理ができるいわゆる日本語処理システムを採用することとした。

さらに、先にのべた当社における特許管理組織の特徴にマッチした情報の流通を図り、特許情報の全社的な有効活用を図るため、全社オンラインネットワークシステムをとり入れることとした。

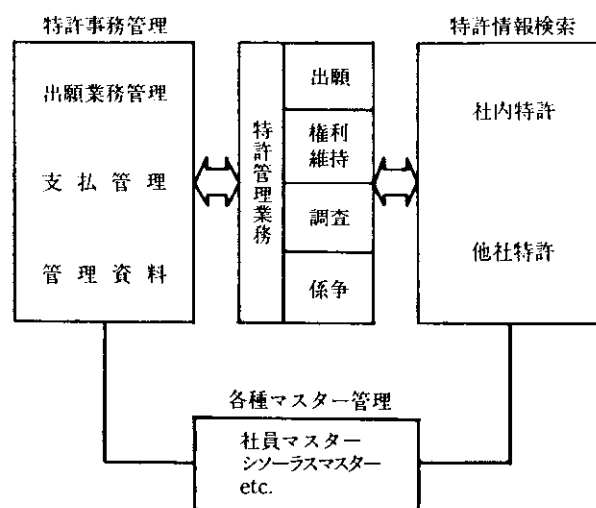


図2 システムの全体構成

4 システム構成

特許管理システムは出願、権利保全、支払いなどの特許管理の事務的側面を受け持つ特許事務管理システムと、蓄積された情報の有効活用を図る特許情報検索システムからなる。

特許事務管理システムはさらに、① 出願業務管理、② 支払業務管理、③ 管理資料出力の各サブシステムからなる。さらにこれらとは別に、発明者の氏名・所属、企業名、代理人名などのコードをそれぞれマスターファイルとして管理するマスター管理システムを持っている。

システム全体構成を図2に示す。

4.1 特許事務管理システム

4.1.1 出願業務管理

発明考案の受付から特許権の消滅までの間における業務処理をサポートするものである。業務処理との関係を図3に示すが、前項にも記した通り、特許法規上ぜひ管理しなければならない項目と全社的に管理しなければならない項目のみを入力するようにしている点に特徴がある。

図3に示すように、特許業務の進展に伴って発生する情報は順次ディスプレイ画面を見ながら入力されデータの蓄積が行われる。

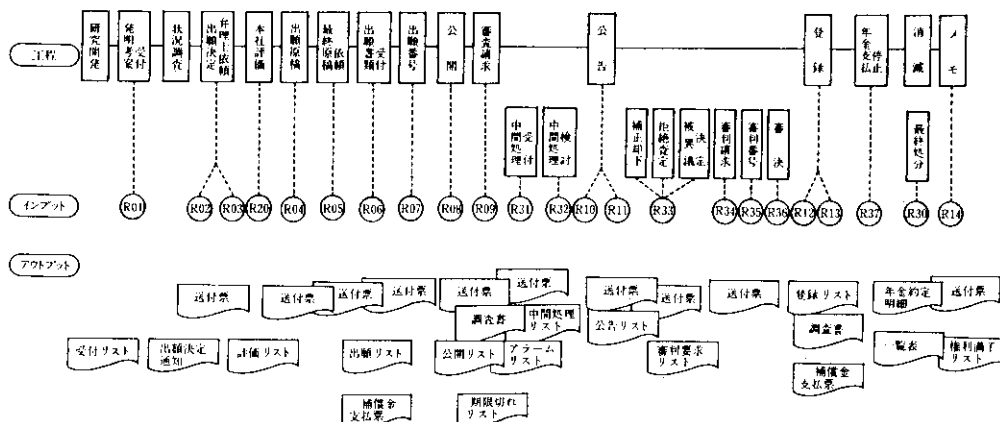


図3 特許出願業務処理とシステムとの関係

図 4 メニュー画面の例

図 5 発明考案の受付画面

その一方で工程管理上重要なポイント、例えば審査請求期限日などにおいては警告情報が発せられ、特許業務管理が確実にできるようなっている。

入力画面は総数23画面からなり、各入力画面は3階層からなるメニュー画面を用いて選択するようになっている。図4に最上位のメ

ニュー画面を、図5に入力画面の一例として発明考案の受付画面を示す。

これら入力画面は基本的には工程ごとに専用画面として設計されているが、いわゆる中間処理などの繰り返し発生する工程については、業務の発生した事実とその処理結果を同一の画面から入力できるようになっており、入力画面の選択を容易にするとともに入力情報の相互チェックを可能にしている。

4.1.2 支払い業務管理

特許に関する金銭の支払いをすべてカバーするものであって、特許調査費用など出願に直接関係ないものも管理対象としている。

国内出願については、発明者への補償金や特許庁への特許料の納付などのように支払額がルールに基づき計算できるものは、出願業務管理サブシステムと連動して自動的に業務処理が行われるようになっている。特許事務所への手数料など支払額が一定しないものは、発生の都度、金額と費目をバッチ入力するようになっている。

これに対し、外国出願や特許調査に関する支払いは金額、費目、支払先などの情報を案件ごとに個別にバッチ入力することによって処理される。なお、特許経費は国内、国外、代理人別、事業場別など様々な観点から集計できるようになっており、予算管理は勿論、特許成果と特許経費との関係の考察を可能としている。

4.1.3 管理資料の出力

事業場ごとに分散して行われる特許出願業務を円滑かつ統一的に管理するために統計資料を出力するシステムである。資料のうち日常管理資料および定期報告資料は専用プログラムにより、それぞれ定まった形式で定期的に出力されるようになっているが、資料の追加・変更などは EUL (End User's Language) を用いて比較的容易にできるようになっている。

管理資料の主なものを表1に示す。

4.2 特許情報検索システム

蓄積した特許情報を検索するシステムであり、入力されている全ての項目が検索可能となっている。蓄積情報は社内特許情報、すなわち、自社の出願の管理諸情報と社外特許情報、すなわち、当社の主要事業である鉄鋼業に関する公開情報とからなり、データベースとしては出願事務管理データベースと特許情報検索データベースの

表 1 主な管理資料と利用目的

資 料 名	表 示 内 容	利 用 目 的
出願決定通知書	整理番号、工業所有権、発明の名称、代表発明者、所属	特許を受ける権利の承継と出願決定の通知
代理人依頼状況表	特許事務所名、経過日数、件数	原稿作成依頼件数の把握と依頼先決定の判断
出願決定技術評価リスト	事業場、工業所有権、評価、件数	事業場別における出願技術の質的管理
所属別受付出願件数リスト	所属、受付件数、評価、件数	技術部門別出願技術の質的管理
審査請求期限アラーム	整理番号、発明の名称、発明者、期限日、実施状況、評価	請求洩れ防止
出願技術現状調査書	整理番号、工業所有権、公開番号、発明の名称、抄録、発明者、取扱部	審査請求要否判断用アンケート
実施補償金調査対象権利一覧表	整理番号、工業所有権、公告番号、登録番号、発明の名称、抄録、発明者、取扱部	実施補償金査定対象案件の把握
特許料納付明細書	特許番号、納付年、金額	特許庁提出
補償金支払通知書	整理番号、発明者、所属、補償金の種類、補償金額	補償金の支払通知兼請求書
権利満了明細書	整理番号、工業所有権、出願日、公告日、登録番号、発明の名称	管理ファイルの保管形態変更

表 2 特許事務管理データベース項目一覧表

項 目 名	項 目 名
整理番号	公開番号
工業所有権	審査請求要否区分
発明者数	審査請求要否決定日
発明者コード	公告決定謄本送達日
発明者氏名	公告日
発明所属コード	公告番号
発明寄与率	特許査定謄本送達日
出願人数	登録日
出願人コード	登録番号
出願人名	審判番号
費用配分	最終処分種別
出願決定	最終処分日
職務発明	出願取止理由
取扱部コード	明細書の完成度
代理人コード	出願時評価
技術担当者コード	出願時実施状況
発明の名称	審査請求時評価
発明数	年金支払停止コード
実施態様項数	キーワード
抄録	社内分類
受付日	日本分類
出願日	国際分類
出願番号	研究開発番号
公開日	特許重点テーマ

表 3 情報検索データベース項目一覧表

項 目 名	項 目 名
整理番号	公開日
工業所有権	公開番号
出願日	審査請求日
出願番号	公告日
原出願番号	公告番号
発明の名称	登録日
出願人	登録番号
出願人コード	要約
出願人数	社内分類
日本分類	フリーキーワード
国際分類	キーワード

2本立てとなっている。主なデータベース項目は前者を表2、後者を表3に示した。

検索利用者としては、特許専任者のほかに社内的一般技術者を対象としているので、次の2点について配慮が払われている。

(1) 機密の保護

自社の出願に関する情報のうち、金銭管理に関する情報、特許評価に関する情報など、特許専任者が専ら使う情報および公開前の出願の詳細な内容に関する情報は一般技術者が直接検索できないようにし、機密の保護を図っている。

```

RS> SEA SN EQ 60
4119 案件みつかりました。
RS> AND RD GE 570101
185 案件みつかりました。
RS> AND KPC EQ 060
13 案件みつかりました。
RS> AND TI EQ @金属カルシウム@
マスタファイル検索を行います。
1 案件みつかりました。
RS> OUT EL(SN TI IN RN)

```

川崎製鉄(株) 特許情報 D A T A B A S E

#1

整理番号	60008218
発明の名称	連続铸造用タンデイツシユ内溶鋼中に金属カルシウムあるいはカルシウム合金を添加する方法
発明者氏名	垣生 泰弘 吉井 裕 江見 俊彦 森脇 三郎 今井 卓雄
登録番号	1098032

(2) 情報検索キーの簡易化

特許情報の検索キーとして、社内分類およびキーワードを組み合わせた論理検索を行う方式とし、一般技術情報と同様に所望の情報を得ることができるようにしている。

検索に当たっては上述のようにデータベースに入っている全項目を検索キーとして用いることができるが、検索効率の向上および情報の利用面での便宜を図るため、

- (1) 多項目にわたるインバーテッドファイル化
- (2) 論理演算子による試行錯誤的な対話型検索
- (3) 検索情報の整理機能
- (4) 検索結果のオフラインプリントによる提供

などを実現しており、これにより、迅速に目的に合った情報を希望する形で入手することができる。

特許情報の検索例を図6に示す。

4.3 マスター管理システム

特許管理業務に必要な共通情報をマスター化して管理するものであって、下記の3種からなる。

- (1) 発明者マスター
- (2) シソーラスマスター
- (3) 雑マスター

図 6 特許情報の検索例

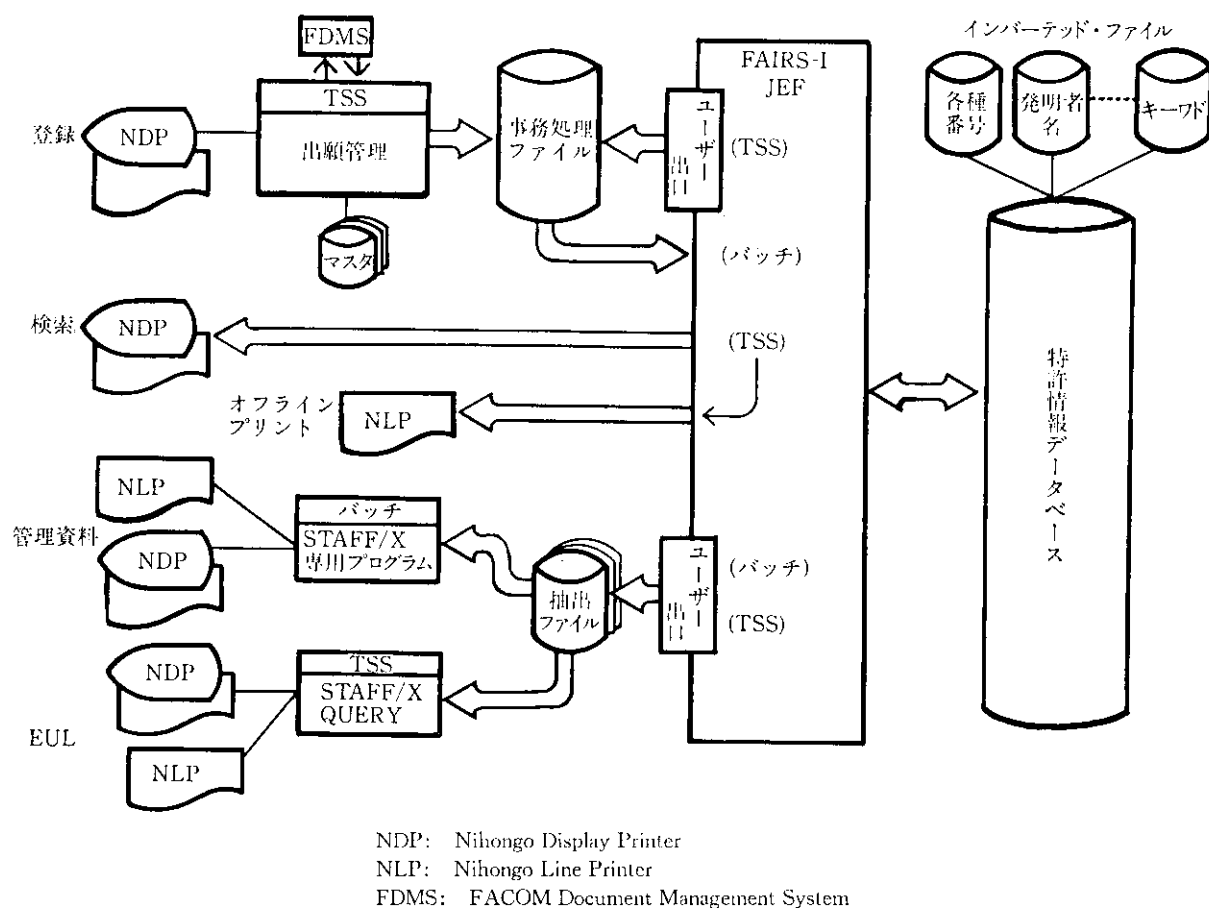


図7 ソフトウェア構成図

発明者マスターは発明者のコード、氏名、所属、貸金支払場所などを管理するもので、人事情報システムと連動して発明者への通知、指示、あるいは補償金の支払いなどを常に現在の所属で行えるようになっている。

シソーラスマスターは、特許検索のためのキーである川鉄シソーラスをマスター化して管理するもので、JICST シソーラスに鉄鋼用語を補充して階層構造化して管理している。

雑マスターは特許事務所、共同出願人など比較的規模は小さいが使用頻度の高いものを管理するものである。

4.4 ハードウェアとソフトウェア

ハードウェア構成は技術情報管理システムと同じである⁹⁾。ソフトウェア構成を図7に示す。

ハードウェア構成は、当社千葉製鉄所に設置されているFACOM M-380Sをホストコンピュータとし、端末機としてはFACOM 6650日本語ディスプレイサブシステムを採用している。現在、特許事務処理用端末機は東京本社、技術研究所、千葉製鉄所、水島製鉄所など主要事業場に合計7台が配置され、特許情報検索用端末機は上記7台以外に34台の技術情報検索専用機があり、兼用機と併せて全社で41台が配置されている。

ソフトウェア構成は、情報検索機能をベースとしたシステムという観点からFAIRS-I/JEFを中心に置き、また、管理資料の作成にはSTAFF/X (STAFF for data base management system extended)を採用し、プログラム開発とメンテナンス負荷の軽減を図った。

また、事務処理の迅速化を特許事務管理の全社統一および特許情報の全社的有効活用を図るために全社オンライン・ネットワーク・

システムを採用するとともに、情報処理を効率的に行うために日本語情報システム JEF を採用した。日本語入力方式としては、漢字キーボード入力、連想入力、カナ漢字変換入力、コード入力などを比較検討し、カナ（ローマ字）漢字変換入力方式を採用した。特に、ローマ字漢字変換方式はタッチキーが少ないため初心者でも扱いやすく、効率的に業務が進められるため、ほとんどの場合この方式によって入力作業が行われている。

特許情報処理は日本語情報を多く扱うこと、権利に係わる内容の更新は長期にわたるものであることなどの特徴があり、さらに情報を加工・解析し、必要に応じて作表などを効率的・多角的に行うことが要求されるために、前記FAIRS-I/JEFによる情報検索ソフトに富士通提供の統計解析用のソフトパッケージであるSTAFF/X, QUERYを結合した。

5 システム効果

システム稼動から約1年経過したが、その間、大きな障害もなく順調に稼動している。システム導入による主な効果としては下記の通りである。

(1) 特許管理事務の負荷軽減と事務精度の向上

年々増加する自社の特許を管理する事務処理の負荷の軽減と事務精度の向上で、出願事務の遅れや審査請求、権利維持年金納付などの見落としが防止できる。

(2) 重複出願の防止

市販の検索システムでは対応できなかった自社特許の未公開分の調査ができることで、重複研究・重複出願を防止することがで

きる。

(3) 出願期間の短縮

特許的あるいは技術的情報の流れを良くすると同時に、事業場と本社間での業務の重複を排除したことで特許出願期間を平均2ヶ月程度に短縮することができた。

(4) 特許調査の負荷軽減と各種調査への対応

特許情報を全社的に公開し、研究開発時や出願時の関連技術調査・先行技術調査をあらゆる観点から実施できるので、特許調査の負荷の軽減および調査期間の短縮が達成されるとともに、調査主題の多様化に対応できるようになった。

(5) 管理資料の充実および作成負荷軽減

研究開発テーマの選定など総合的特許対策立案のためのパテントマップ、技術者の特許マインド形成用資料、月報用資料などが充実され、しかも出力のまま使用できるので、その作成負荷が軽減された。

(6) 人員増の抑止効果

出願業務量の増大に対して事務処理要員を増員することなく処理することが可能となった。

6 今後の拡張計画

本稿で述べた特許管理システムの対象は、現時点においては国内出願業務のサポートおよび鉄鋼関係の特許情報検索に限られており、外国特許出願管理、特許契約管理および他社特許対策業務（異議申立てなど）にはおよんでいない。

これらは、国内出願業務とは業務の流れが異なり、また、管理対

象件数が少ないので別途システム化を進めるべく検討してきた。その結果、外国特許出願についてはパソコンによる検索・照会を可能にしておき、また、特許契約管理については昭和59年5月末、富士通提供の情報処理を支援する対話型アプリケーションパッケージであるPLANNER (Planning and management information system based on easy RDB) を使用して契約事後管理業務の効率化に重点を置いた契約情報検索システムを稼動させた。さらに、他社特許対策業務については、当社業務に支障のある特許の当社業務の関係を記録し、当該特許の審査の進展に応じて社内でも有効な対策がとれるようにすることが大切と考えており、現在そのための基礎的な検討を行っている。

今後は、特許管理システムの一層のレベルアップを図るとともに、外国特許出願管理システムなどの充実を行い、総合的な特許管理に役立つものにしていきたい。

7 結 言

当社が開発した新しい特許管理システムについて紹介を行った。このシステムの特徴は、事務処理と情報検索を統合して総合的な特許管理を可能にしたこと、および全社ネットワークを組み日本語システムの採用により全社的に特許情報の活用を可能にしたことにある。このシステムにより、出願事務管理の省力化・精度向上を達成し、特許検索の効率化・多面的な検索を実現した。

最後に、開発に際してご助言ご指導いただいた富士通(株)、共同開発いただいた日本エス・ディー・シー(株)の関係各位に感謝の意を表したい。

参 考 文 献

- 1) 野田良平, 立野靖章, 香月 忠, 坂本 彌, 椿野健輔: 川崎製鉄技報, 16 (1984) 2, 179-185